

4月12日（COL二日目）

IV. 出席

A. 出席規定

16-27 出席規定を改正する件撤回

提案者：第2320地区（スウェーデン）を初め8地区から提案

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第143ページ）。

第4条 クラブの会員身分 ~~4.090.~~ 出席報告

~~各クラブは、各月の最終例会後15日以内に、そのクラブの例会における月次出席報告をガバナーに提出するものとする。無地区クラブの場合には事務総長に提出しなければならない。~~

さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する

⇒クラブの出席要件のすべてを削除する代わりに、クラブ細則に参加の義務を記載する内容となっている。

趣旨及び効果

本制定案は、クラブの出席要件を標準ロータリークラブ定款から削除し、代わりに、例会、プロジェクト、行事、活動への出席および（または）参加の義務について細則に記載することにより、クラブの出席要件を改正するものである。本制定案により、会員の維持と勧誘においてクラブにさらなる自治権が与えられる。

？

16-28 出席規定を改正する件（撤回）

提案者：第9455地区（オーストラリア）

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第143ページ）。

第4条 クラブの会員身分 ~~4.090.~~ 出席報告

~~各クラブは、各月の最終例会後15日以内に、そのクラブの例会における月次出席報告をガバナーに提出するものとする。無地区クラブの場合には事務総長に提出しなければならない。~~

さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。（主なもののみ）

第9条 出席と参加

第4節 一 終結 一 欠席または不参加。

趣旨および効果

クラブの出席要件を標準ロータリークラブ定款から削除し、代わりに、例会、プロジェクト、行事、活動への出席および（または）参加の義務について細則に記載することにより、クラブの出席要件を改正するものである。

？

16-29 出席規定を改正する件撤回

提案者： 第 2370 地区（スウェーデン） 第 2400 地区（スウェーデン）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。第 9 条（『手続要覧』第 205～207 ページ）

第 9 条 出席および参加第 1 節 一般規定。

各会員は本クラブの例会に出席、および（または）細則で定められている要件と一致するクラブのプロジェクト、行事、活動に参加すべきものとする。RI 役員とロータリー財団管理委員は、出席および（または）参加の要件を免除されるものとする。

（以下省略）

趣旨及び効果

若い会員を勧誘する必要があるのであれば、これらの年齢層の人たちの文化に見合うように出席要件を改正する必要がある。本制定案は、会員のクラブへの従事を評価するために、出席、参加、またはその両方を重視する選択肢をクラブに与える。

？

16-30 直接あるいはオンラインの両方による例会出席を認めるよう、出席規定を改正する件

提案者： 第 1800 地区（ドイツ） 第 1850 地区（ドイツ） 第 1860 地区（ドイツ） 第 1870 地区（ドイツ） 第 1880 地区（ドイツ）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 202～203 ページ）。

第 6 条 会合 第 1 節 例会。

(a) 日および時間。本クラブは、毎週 1 回、細則に定められた日および時間に、直接顔を合わせて定期の会合を開かなければならないものとする。本クラブはまた、この方法では例会に出席できない会員のために、オンライン例会を手配するか、またはオンラインでつながらる方法を提供することもできる。

第 6 条 会合（E クラブ）

第 1 節 一 例会。

(a)日。本クラブは、毎週 1 回、細則に定められた日に、クラブのウェブサイト上に参加型の活動を載せるか、または顔を合わせて例会を開くことによって、定期の会合を開かなければならない。会合は、ウェブサイトに参加型の活動が掲載される日をもって開かれるとみなされるものとする。

（以下省略）

趣旨および効果

E クラブではオンラインでのコミュニケーションがその基本となっている。よって従来型のクラブでも、オンラインでの参加に必要な技術インフラが設置されている場合は、オンラインによる参加も通常の出席として数えられるべきである。ドイツでは、E クラブも直接の会合を定期的に開いている。E クラブでのこれらの会合も例会とみなされ、その出席は例会への出席とみなされるべきである。全体として、顔を合わせる例会とオンライン例会をどのような比率で開くかは、クラブの決定に委ねるのが理にかなっている。

(審議に入る)

(賛成) アルゼンチン、革新性を確保するうえで賛成である。この制定案により E クラブは若い人たちが参加することを奨励しているのでより拡大することが出来る。

(修正案) 1630 地区、月 2 回を上限とするオンライン例会に制限にすることを提案。

(議長) 大きな変更への提案なので却下。

(採択) 賛成 322 反対 188 で採択

?

16-31 出席規定を改正する件撤回

提案者： Paris Nord ロータリークラブ (フランス、第 1770 地区)

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する (『手続要覧』第 205 ページ)。

第 9 条 出席第 1 節 一般規定。

各会員は本クラブの例会、あるいは細則により定められている存在する場合は本クラブの衛星クラブの例会に出席し、本これらのクラブの奉仕プロジェクトおよびその他の行事や活動に参加するべきものとする。

趣旨および効果

衛星クラブはある時点で通常のロータリークラブとなる目的で作られている。よって、その時期が来たときに移行しやすいよう、衛星クラブも最初からロータリークラブと同様の運営規則を持っていたほうが有用である。

?

B. メークアップと出席免除

16-32 欠席のメークアップに関する規定を改正する件

提案者： Greece ロータリークラブ (米国、第 7120 地区)

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する (『手続要覧』第 205~206 ページ)。

第 9 条 出席

(a) 例会の前後 14 日間。同じロータリー年度内。例会の定例の時の前 14 日または後 14 日以内同じロータリー年度内に、

趣旨及び効果

クラブは、年度を通じて、シンプルな表 (紙または電子ファイルのいずれも) を使って出席のメークアップを手早く記録できる。また、大半のクラブで 1 カ月あたり複数回のメークアップの機会を設けているが、メークアップができる機会が少ない時期に備えて会員が出席 (参加) を記録し、蓄えておけることは至極公平なことである。

(審議に入る)

(賛成) 3250 地区、柔軟性を与える意味で賛成

(修正案) 9630 地区、14 日間もしくは年度内に変更を提案したい。

(議長) 矛盾がある提案なので却下となる

(採択) 賛成 241 反対 250 にて否決された

?

16-33 長期の欠席に関する規定を改正する件撤回

提案者：Bruay-La Buissonne ロータリークラブ（フランス、第 1520 地区）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 207 ページ）。

第 9 条 出席第 2 節 転勤による長期の欠席。

会員が転勤先で長期にわたって実際に業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブ間の合意があれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。それが不可能な場合、会員はあらゆる通信手段を用いて所属クラブの例会に参加することができる。

趣旨および効果

本制定案は、転勤先で長期にわたって仕事に従事し、かつ地元のロータリークラブに入会できないロータリアンが、いかなる通信手段を用いても、転勤先から所属ロータリークラブの例会に参加することを認めようとするものである。

?

16-34 出席免除の規定を改正する件

提案者：Skellefteå ロータリークラブ（スウェーデン、第 2320 地区）初め 7 地区

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 207 ページ）。

第 3 節—出席規定の免除。次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

(a) 理事会の承認する条件と事情による欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。このような出席規定の適用の免除は、最長 12 カ月間までとする。ただし、健康上の理由からあるいは子どもの誕生、養子縁組あるいは里親になることにより 12 カ月間を超えて欠席となる場合は、理事会が改めて、当初の 12 カ月の後に、さらに一定期間の欠席を認めることができる。

趣旨及び効果

家族ができると、若い会員は往々にして仕事および家庭生活とロータリーの出席義務を両立することが困難だと感じる。出席規定の厳密な適用は、多くの場合、母親または父親がロータリーを去る結果を生む。ロータリーは、男女ともに仕事し、ロータリーに入会し、国により育児休暇の期間が異なる社会の流れに合わせる必要がある。

（採択）賛成 395 反対 97 にて採択

?

16-35 出席免除の規定を改正する件

提案者：和光ロータリークラブ（日本、第 2570 地区）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 207 ページ）。

第 3 節 ? 出席規定の免除。次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

?(b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が 85 年以上であり、一つまたは複数のクラブで少なくとも 20 年の会員歴があり、さらに出席規定の適

用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

趣旨および効果

仮に 85 歳の入会者がいた場合、この入会者は出席規定の免除の該当者であり、出席規定の免除の申請が行われ、承認された場合、この入会者は、入会直後といえども出席規定の免除の適用者となるとともに、実質的なロータリー活動が停止する可能性がある。このようなことを避ける為、規定にロータリー歴として 20 年を追加するものである。

(採択) 賛成 334 反対 170 にて採択された

?

V. 会員

16-36 会員身分と職業分類に柔軟性を認める件 (修正案) 撤回

提案者： RI 理事会, 5450 地区

国際ロータリー定款細則を次のように改正する (『手続要覧』第 134 ページ)。

第 45 条 会員

~~第 3 節 ? 会員身分と職業分類に関する規定の例外。クラブは、本条第 2 節 (b) に従わない、会員身分に関する規定または要件を採択できる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先するものとする。~~

さらに、国際ロータリー細則を次のように改正する (『手続要覧』第 143 ページ)。

第 4 条 クラブの会員身分

4.110. 会員身分に関する規定の例外

クラブは、本細則の第 4.010.節および第 4.030.節～第 4.060.節に従わない規定または要件を採択できる。そのような規定または要件は、本細則の上記の節の規定または要件に優先するものとする。

さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する (『手続要覧』第 205 ページ)。

第 9 条 会員身分と職業分類に関する規定の例外

本定款の第 7 条第 2 節と第 4～9 節および第 8 条に従わない規定または要件を細則に含めることができる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先するものとする。

趣旨および効果

本制定案は、クラブ細則の中で会員の職業分類システムを削除または修正したり、会員身分に関する規定の一部を修正できるよう、個々のロータリークラブに柔軟性を与えることを目的としている。入会資格の目的としては完全に削除、または、より厳格または緩やかなものへの変更のいずれかを選ぶ柔軟性をクラブに与えるものである。

そのような柔軟性の例には以下が含まれるであろう：

?? ~~職業分類の制度を廃止し、各々の地域社会にふさわしい基準に基づいて、またクラブの戦略的ビジョンに沿って、優れた資質を持つ人の入会を検討できるようにする。~~

? ~~クラブの入会基準を満たすローターアクターが、ローターアクトクラブにおける会員身分~~

を維持すると同時に、ロータリークラブに入会することを認めるようにする。

※RI 理事会から事前に修正されて提案がなされた

その内容は、表題の「職業分類」が削除され、会員身分の柔軟性のみの制定案となっている。

(賛成) 私は 3 世代目のロータリアンである。柔軟性を持たせる事で

(質問) 東京、修正案の 7 行目、国際ロータリー細則 40-10 で正会員と名誉会員の 2 種類であるが、国際ロータリー定款第五条第 3 節と矛盾することになるのかどうかである。クラブ定款で会員身分が家族会員、準会員を認めてよいことになるのか？

(定款細則委員会) 正会員の下にサブカテゴリーを追加することで国際ロータリー定款、細則に矛盾がなくなると考えている。

(反対) 4500 地区、弁護士だけのクラブやエンジニアだけのクラブが可能になるので反対する。

(賛成) 様々な会員身分を持っている組織は活力を維持している。

(反対) 3060 地区、職業分類を弱めることはロータリーの基本を損なう事になる。一つの職業分類のクラブでは多様性を失うことになる。

(賛成) 3282 地区、決議案 23-34 はクラブの自主性を強く訴えている。時代の変化への対応と原則を変化させない手法として、「自主性」を確保する手法としてこの制定案には賛成である。

(反対) ブラジル、ロータリーは親睦団体である。同業者が多いと喧嘩等で退会者が多くなるので反対。

(反対) 職業分類制度を持っているのがロータリーであり、他の団体とは違う。

(意見) 3060 地区、職業分類を無くす提案ではないことを確認したい。

(定款細則委員会) その通りである

※終了動議により採択に入る

(採択) 賛成 386 反対 75 で採択された。

?

16-37 会員身分の柔軟性を認める件撤回

提案者： 第 5450 地区 (米国)

国際ロータリー定款を次のように改正する (『手続要覧』第 134 ページ)。

第 5 条 会員第 3 節 ? 定款および細則の承認。

RI 加盟認証状を与えられ、これを受理したクラブは、すべて、それによって本定款と RI 細則ならびにその改正規定を受諾し、承認し、法律に反しない限り、万事これによって拘束され、それらの規定を忠実に順守することを承諾するものとする。クラブは、本定款の第 5 条第 2 節 (b) と一致しない会員に関する規定または要件を採択できる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先するものとする。

(以下省略) 撤回

?

16-38 会員身分の規定を変更する件

提案者： United Services ロータリーE クラブ（米国、San Diego、第 5340 地区）

第 9520 地区（オーストラリア）Cambridge ロータリークラブ（ニュージーランド、第 9930 地区）Wanaka ロータリークラブ（ニュージーランド、第 9980 地区）

国際ロータリー定款を次のように改正する（『手続要覧』第 133～134 ページ）。

第 5 条 会員第 2 節クラブの構成。

(a) クラブは、善良な成人であり、職業上および（または）地域社会で良い評判を受けている以下のような正会員善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、職業上および（または）地域社会でよい評判を受けており、地域社会および（または）世界において奉仕する意欲のある人によって構成されるものとする。

以下のすべてを削除

（※全てが削除されれば、会員身分の制限は基本的に無くなることを意味する）

さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（203 ページ）

第 7 条 会員身分

第 1 節 一 全般的資格条件。本クラブは、善良な成人であって、職業上、および（または）地域社会において良い世評を受けている者善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、職業上および（または）地域社会でよい評判を受けており、地域社会および（または）世界において奉仕する意欲のある人によって構成されるものとする。

趣旨および効果

ロータリークラブの構成およびクラブ会員資格に関する規定を変更することにより、ロータリーが会員を維持し、新世代を引き付ける力を高めることを目的としている。ロータリアンの定義を簡潔にし、クラブ理事会がより柔軟に会員を選べるようにするものである。さらに、地域社会における業種、職業、地域団体の構成をクラブの会員構成に反映させるよう奨励することにより、職業分類のバランスを引き続き重視している。本制定案は、クラブによる自主性を強化し、会員維持および勧誘を助長するものである。

（質疑に入る）

（賛成） 9930 地区、共同提案地区である。排他的な表現ではなく、シンプルにすることにより会員増加が可能になる。

（質問） 成人の定義を確認したい。（アダルトパーソンの定義）

（定款細則委員会） RI 定款第五条に定義されている。

（修正動議） 世界において奉仕する意欲のある人を世界において奉仕する意欲のある男女に変更を動議する。

（議長） 修正動議を受け入れる。

（反対） 男女関係なくするべきである。

（反対） 昨日可決された立法案でパーソンズの表現があったことに矛盾するので反対。

(反対) 1150 地区、パーソンズは男女以外にトランスジェンダーズも入るので反対である。

(修正動議の採択) 賛成少数の結果、否決された。

(本動議の審議に戻る)

(修正動議) 英語での男女表現のある文章を IT に変更を提案したい。

(修正動議) 同上を THEY に変更を…

(定款細則委員会) 修正動議を受け入れる。

外国語の文言の議論であるので議事を省略。

(質問) E クラブに影響はないのか？

(定款細則委員会) 影響はないと判断する。

(修正動議のカード方式採択) 僅差なので電子投票に変更⇒賛成 287 反対 223 で可決

(反対) この制定案は「誰でも入会できる」ことになる。従ってロータリーでなくなる。

(採択に入る) 賛成 426 反対 85 で採択された。!

結果的に年齢に関係なく、世評と本人の意欲があればだれでも会員となることが出来るようになった。

?

16-39 学友の会員に関する規定を改正する件撤回

提案者： 東京多摩川ロータリークラブ (日本、第 2750 地区)

国際ロータリー定款を次のように改正する (『手続要覧』第 133~134 ページ)。

第 5 条 会員第 2 節 ?クラブの構成

(5) 理事会によって定義されているロータリー財団学友であること。

さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する (『手続要覧』第 205 ページ)

第 8 条 職業分類第 2 節 ? 制限の中で

あるいは RI 理事会によって定義されたロータリー財団学友の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。

趣旨および効果

本制定案は、RI 理事会とロータリー財団管理委員会が定める学友の定義に沿って、RI 定款と標準ロータリークラブ定款を更新するものである。理事会および管理委員会は、2014 年 1 月、ロータリー財団プログラムの元参加者に限定せず、すべてのロータリープログラムの元参加者を学友に含めるべく、学友の定義を拡大することに同意した。これにより、ロータリークラブに入会するための資格を有する会員候補者も拡大する。

?

16-40 ローターアクターが正会員となることを認める件

RI 理事会

国際ロータリー定款を次のように改正する (『手続要覧』第 133~134 ページ)

第 5 条 会員第 2 節?クラブの構成。

または (5) 理事会によって定義されている ローターアクターまたはロータリー財団学友で

あること（以下省略）

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 143 ページ）。

第 4 条 クラブの会員身分

4.040. 二重会員

当該クラブが設ける衛星クラブを除き、複数のクラブにおいて同時に正会員になることはできない。さらに、いかなる人も同一のクラブにおいて、正会員であると同時に名誉会員の資格を保持することはできない。また、~~いかなる人も、クラブの正会員であると同時にローターアクトクラブの会員になることはできない。~~

第 8 条職業分類第二節にローターアクターが追加。

趣旨および効果

本制定案は、ローターアクターにロータリークラブ会員となる資格を明確に与えるものであり、RI への参加を望むローターアクターにロータリークラブ会員への道を開くものである。この改正は、ローターアクトでのリーダーシップや奉仕プロジェクトを通じて、最高で 12 年間のロータリー経験を有する場合もあるローターアクターの特別なスキルを認識するものである。本制定案の効果は、ローターアクターと RI の関係を強め、ローターアクターの取り組みと RI の両方を強化することである。また、参加者は、ロータリークラブとローターアクトクラブに同時に所属できるようになる。

（賛成） 7270 地区、

（質問） 1060 地区、16 - 36 が採択された中にローターアクターが承認されたので矛盾がある。

（議長） その通りである。提案者に修正を検討いただきたい。

（議長） 木曜日の休憩の後に再審議することに決定した。11 時

？

16-41 仕事をしたことがない人が会員となることを禁じるよう、会員基準を改正する件

熊谷東ロータリークラブ（第 2570 地区）大阪北ロータリークラブ（第 2660 地区）福岡平成ロータリークラブ（第 2700 地区）東京品川中央ロータリークラブ（第 2750 地区）他フランス 6 地区から提案。

国際ロータリー定款を次のように改正する（『手続要覧』第 133～134 ページ）

第 5 条 会員第 2 節 ?クラブの構成

(a) クラブは、善良な成人であり、職業上および（または）地域社会で良い評判を受けている以下のような正会員によって構成されるものとする。（中略）

(6) ~~子どもの世話または配偶者の仕事の手伝いのために仕事を中断した人、または同じ理由のために仕事をしなかった人であること。~~

趣旨および効果

?RI 定款第 5 条第 2 節 (a) によると、「クラブは、善良な成人であり、職業上および（または）地域社会で良い評判を受けている以下のような正会員によって構成されるものとする

る」。これらの特徴は、ロータリーおよびロータリークラブの歴史的土台を反映し、すべての会員によって共有されるものである。これらは当初より、多数のロータリアンの増強、勧誘、維持において原動力となってきた。同じく第 5 条の下部項目である第 2 節 (a) (6) は、ロータリアンの協定を根本的に変えるものであり、職業分類の原則（2013 年『手続要覧』第 9 ページ）と相容れないものである。

（賛成）日本、職業分類に準じた会員構成を尊重することでの賛成意見があった。

（意見）16 - 36 は有効なのか？

（議長）16-36 は可決されたが、影響はないと判断する。

（意見）41、42、43 は一緒に討議してほしい。

（議長）それはできない。

（意見）16 - 38 の可決によって保留するべきである。

（議長）手続規則の延期項目がある。参照願いたい。

（延期に対する賛否）賛成多数により延期されることになった。

？

16-42 会員資格に関する規定を改正する件撤回

新潟南ロータリークラブ（日本、第 2560 地区）

国際ロータリー定款を次のように改正する（『手続要覧』第 133～134 ページ）。

第 5 条 会員

第 2 節 ?クラブの構成

(a) クラブは、善良な成人であり、職業上および（または）地域社会で良い評判を受けている以下のような正会員によって構成されるものとする。

~~?(6) 子どもの世話または配偶者の仕事の手伝いのために仕事を中断した人、または同じ理由のために仕事をしたことがない人であること~~以前のクラブの構成要件により入会し、現在も会員であること。

趣旨および効果

理由の如何に関わらず、過去に職業奉仕の経験のない人、または、今後もその機会のない人が、クラブの会員として構成されることは、RI 定款、第 4 条のロータリーの目的の最も重要な要素である「職業奉仕の実践」ができない人、または、したことがない人が構成されることとなり、ロータリーの目的を遂行できないものとする。

？

16-43 会員資格に関する規定を改正する件撤回

Rugby ロータリークラブ（英国、第 1060 地区）

国際ロータリー定款を次のように改正する（『手続要覧』第 133～134 ページ）

第 5 条 会員 5 第 2 節 ?クラブの構成。

(a) クラブは、善良な成人であり、職業上および（または）地域社会で良い評判を受けている以下のような正会員によって構成されるものとする。

以下 (1) ~ (4) を削除して新たに

(1) 働いている、または退職していること。または、

~~(2)~~ (2) 理事会によって定義されているロータリー財団学友であること。または、

~~(3)~~ (3) 障害があるため、または子どもの世話または配偶者の仕事の手伝いのために仕事を中断した人、または同じ理由のために仕事をしたことがない人であること。

(4) 地域社会への参加を通じて、奉仕とロータリーの目的への献身を示してきたこと。

趣旨および効果

一部の国で求められている公正さと多様性に関する方針の目的との整合性を取るために、唯一、重要かつ必要なものとして考慮すべきなのは、会員が善良であり、クラブの見解において奉仕に献身し、ロータリーの目的を支える資質があるとみなされることであると、当クラブは考える。

?

16-44 クラブの構成に関する規定を改正する件

Mumbai Dahisar ロータリークラブ (インド、第 3140 地区)

国際ロータリー定款を次のように改正する (『手続要覧』第 133~134 ページ)

第 5 条会員第 2 節?クラブの構成

(6) 主婦・主夫として子どもの世話または配偶者の仕事の手伝いのために仕事を中断した人、または同じ理由のために仕事をしたことがない人であること。

趣旨および効果

新たな職業分類として主婦・主夫を受け入れるべきである。主婦・主夫は、第 2 節の (a)

(6) 項の通り、ロータリーが言明するクラブ正会員の要件と調和する。

発表者は 16-44 の延期を要請した。

(意見) 不特定後日に延期を要請した

(賛否) 賛成多数で延期となった。

?

16-45 「準会員」の新しい会員の種類を設ける件

Rancho Cordova ロータリークラブ (米国、第 5180 地区)

国際ロータリー定款を次のように改正する (『手続要覧』第 133~134 ページ)

第 5 条会員第 2 節 ?クラブの構成。

(a) クラブは、善良な成人であり、職業上および (または) 地域社会で良い評判を受けている以下のような正会員および準会員によって構成されるものとする。

国際ロータリー細則の追加

4.060. 準会員

年齢 35 歳までの成人は、準会員として入会できる。準会員は人頭分担金の半額を支払うものとする。準会員は RI または地区の選挙に参加する資格はないものとし、準会員の人数は、投票のためのクラブまたは地区全体の会員数に算入されないものとする。正会員としての

要件を満たしてしている限り、35歳に達した準会員の会員身分は、自動的に正会員へと変更されるものとする。準会員は、正会員が有する上記以外の特典のすべてを受ける資格があるものとする。いかなる人も同時に正会員および準会員となることはできないものとする。

標準ロータリークラブ定款の変更は同じなので省略

趣旨および効果

ロータリークラブは、若い会員に入会してもらうために、もっと手の届きやすい金額の会費と要件を設ける柔軟性が必要である。本制定案は、ロータリーの会員種類として、正会員と名誉会員に加え、準会員を追加するものである。比較的にキャリア早期にある若い会員候補者にとっては、経済的な計らいと例会の柔軟性が重要であることを、ロータリーは認識する必要がある。

(審議に入る)

(質問) 年齢の制限をどう評価するのか? 差別なのではないか?

(定款細則委員会) ある種類のメンバー制度なので違反はないと判断する。

(意見) 16-38 が採択されたので、修正が必要ではないか。

(修正動議) 年齢部分を変更願いたい。28歳から35歳に変更。

(修正案の賛否) 反対多数で否決

(修正動議) 準会員を正会員に変更するべき。準会員の人数は、投票のためのクラブまたは地区全体の会員数に算入されないものとするを削除動議。

(議長) 会員数に参入される動議として採用する。

(賛否) 修正案は否決された

(本動議の審議に戻る)

(修正動議) 年齢制限に問題がある。年齢制限の削除を提案する。

(議長) 単純な修正ではないと判断する。

(修正動議) 定款部分を全て削除することを提案する。

(定款細則委員会) 準会員は正会員のサブカテゴリーに入れるべきと判断する。

(修正案の賛否) 反対多数で修正案は否決

(本動議の審議に戻る)

(意見) 16-38 の採択を前提にするのなら 16 - 40 と同じ日程で延期するべきである。

(賛否) 賛成多数によって延期となった。

?

16-46 会員の職業分類に関する規定を改正する件撤回

Bislig ロータリークラブ (フィリピン、第 3860 地区)

国際ロータリー定款を次のように改正する (『手続要覧』第 134 ページ) 第 2 節?クラブの構成

(b) 各クラブは、一事業、一専門職務、近い関係にある家族のグループ、または一種類の社会奉仕に偏らないバランスの取れた会員構成を有しなければならない。5名またはそれ以上

の正会員がいる職業分類、または 5 名またはそれ以上の近い関係にある家族（違う職業分類であっても配偶者、兄弟／姉妹、息子／娘）がいるクラブからは、正会員を選出してはならない。ただし、会員数が 51 名以上のクラブの場合は、同一職業分類および近い関係にある家族に属する正会員がクラブ正会員の 10 パーセントを超えない限り、その職業分類の下におよび近い関係にある家族より正会員を選出することができる。

趣旨および効果

私たちは、ロータリークラブにおいて会員数を増加するキャンペーンを行っている。主な会員源の一つは、会員と近い関係にある親戚と家族（配偶者、兄弟／姉妹、息子／娘）である。これらの人びとにロータリークラブ入会を誘うことが奨励されているが、そのような会員がクラブを独占することのないよう、正会員の 10 パーセント以下に制限しなければならない。

?

16-47 名誉会員の規定を改正する件

Remuera ロータリークラブ（主にニュージーランド第 9920 地区）

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 143 ページ）。

第 4 条 クラブの会員身分 **4.050. 名誉会員 4.050.1. 名誉会員の資格条件**

ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした人、およびロータリーの目的を未永く支援したことでロータリーの友人であるとみなされた人を名誉会員に選ぶことができる。

趣旨および効果

何をもって「未永く支援」とするかを判断しなければならないことは、重要な支援者をクラブが称えることを理不尽に制限してしまう可能性があり、これはクラブとロータリーの目的にとって不利益となる。

（修正動議）未永くを修正し、支援したことを示したことでロータリーの友人に変更

（賛否）反対多数で否決

（本動議の審議に戻る）意見がないので採択に入る

（採決）賛成 417 反対 89 で採択された

?

16-48 会員身分の一時保留に関する規定を改正する件

第 9800 地区（オーストラリア）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 211 ページ）。

第 12 条 会員身分の存続第 10 節 ? 一時保留。

本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

(d) クラブの最善の利益のために、当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やそのほかの本クラブの活動への出席や、本クラブのいかなる役職や任務からも除外されるべきである場合（~~本項の目的のため、当~~

~~該会員は出席義務を免除されるものとする~~ (中略)、本項の目的のため、当該会員は出席義務を免除されるものとする。

趣旨及び効果

本制定案は、起草時の誤りを訂正するものである。第 12 条第 10 節は、2007 年規定審議会で第 9800 地区により提案され、審議会場で修正を加えられた上で採択された。制定案の意図は、第 10 節の 4 つの項に含まれるすべての事柄を考慮した上で、クラブの最善の利益と思われる場合に理事会が当該会員の会員身分を一時保留とできる、というものであった。(採決) 賛成 442 反対 44 で採択された

?

16-49 会員身分の一時保留に関する規定を改正する

第 6980 地区 (米国)

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する (『手続要覧』第 211 ページ)。

第 12 条 会員身分の存続 第 10 節一時保留 (変更部分のみ)

理事会の決定する期間と追加条件に従い (ただし、いかなる場合も、正当に必要なであるとみなされる期間内で)、理事会の決定する妥当な期間 (ただし 45 日間以内) と追加条件に従い、前述の通り会員の会員身分を一時保留とすることができる。理事会は、一時保留期間が過ぎた後に、一時保留となっているロータリアンの会員身分を終結する手続きを取るか、通常の会員身分に復帰させなければならない。

趣旨および効果

現在は特定の期間について触れておらず「正当に必要なであるとみなされる期間」は 1 週間の場合があれば 10 カ月の場合もある。一時保留の目的が終結のための諸事実を確認するものであるならば、期間が限定されていない状態は望ましくない。「理事会の決定する妥当な期間 (ただし 45 日間以内) と追加条件に従い」とする。

(審議に入る)

(反対) 訴訟案件が実際にあったが、45 日では結論は出ない。従って反対。

(修正動議) 一時保留期間が過ぎた後を一時補修期間が終わるまでに変更を

(修正動議) 45 日を 90 日に変更を…

(賛否) 賛成多数で 90 日に変更

(修正案の採決) 賛成 440 反対 66 で採択された。

?

16-50 会員身分の一時保留に関する規定を改正する

第 6980 地区 (米国)

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する (『手続要覧』第 211 ページ)。

第 12 条 会員身分の存続 第 10 節一時保留

理事会は、その 3 分の 2 以上の賛成票によって、理事会の決定する期間と追加条件に従い (ただし、いかなる場合も、正当に必要なであるとみなされる期間内で)、前述の通り会員の

会員身分を一時保留とすることができる。一時保留とされた会員は、第 12 条第 6 節に定められる通り、一時保留について提訴、調停、または仲裁を求めることができる。

趣旨および効果

会員が一時保留となったとき、それに対して提訴する方法はない。この文言を追加することにより、一時保留の措置が下された場合、その会員は、第 12 条第 6 節に定められる手続と同じ方法で提訴できるようになる。

(審議に入る)

(賛成) 6210、手段を与える意味で賛成

(修正動議) 提訴または第三者に調停を求めるに変更を (日本語では同じと判断)

(賛否) 修正案は多数で採択された

(修正案の審議)

(反対) クラブに大きなコストが掛かることを懸念する。

(修正案の採択) 賛成 410 反対 96 で採択

?

16-51 移籍ロータリアンと元ロータリアンに関する規定を改正する件

第 3010 地区 (インド)

国際ロータリー細則を次のように改正する (『手続要覧』第 142 ページ)

第 4 条クラブの会員身分 **4.030**. 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン

移籍会員や、クラブを変える元会員は、以前に所属していたクラブからの推薦状を持参するよう求められるべきである。クラブは、ほかのクラブから要請があった場合、ほかのクラブの会員候補者として考慮されている現会員または元会員が、未納金／金銭的債務を負っているかどうかを記した文書を提供するものとする。要請から 30 日以内にそのような文書が提供されなかった場合、当該会員はそのクラブに対して金銭的債務がないと見なされるものとする。

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する (『手続要覧』第 204 ページ)

第 7 条会員身分 27 第 4 節全文を削除する

趣旨および効果

本提案はこれら二つを統合し、これらの規定に統一性をもたらすことを目的とする。私たちは、異なる文言を挙げた 2 つの規定を統一された一つの規定に合併させることにより、混乱を減らすことができる。

(審議に入る)

(賛成) 3012 地区、現状の混乱を解決する上でこの案件を是非採択いただきたい。

(修正動議) 文書が提供されなかった場合を削除いただきたい。

(定款細則委員会) 欠陥のある修正案と認識する。

(賛成) 再入会を早めることになるので賛成である。

(修正動議) 金銭的債務を削除するべき

(修正動議の賛否) 賛成多数で修正案を審議することとなった。

(修正後の本動議着の採択) 賛成 452 反対 53 で採択された。

?

16-52 移籍ロータリアンと元ロータリアンに関する規定を改正する件撤回

淡路三原ロータリークラブ (第 2680 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する (『手続要覧』第 142 ページ)。

第 4 条クラブの会員身分 **4.030**. 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン

~~元会員を入会させたいと望むクラブには、未納金は一切ない旨記したその会員候補者の元クラブからの書面による証拠を提出するよう、本人に要求すべきである。転入先のクラブが、当該会員がかつて所属していたクラブの理事会から、同会員がそのクラブの会員であったとの証明ならびに元クラブに対する未納金は一切ない旨の証明を受理することを条件とするものである。移籍会員や、クラブを変える元会員は、以前に所属していたクラブからの推薦状を持参するよう求められるべきである奨励される。~~

(標準ロータリークラブ定款改正もあるが、省略)

趣旨および効果

移籍ロータリアンならびに元ロータリアンの正会員としての入会は、そのクラブがクラブ自治権に基づき自主的に決定すべき問題であり、いたずらに元の所属クラブの意向により異なるべき問題ではない。また、元のクラブが解散していたり、機能を喪失している場合は、そもそも元のクラブの証明や推薦状の提出は不可能である。したがって、元のクラブの会員であったことの証明や元のクラブに対して未納金は一切ないことの証明については、移籍ロータリアンならびに元ロータリアン自身による証明 (宣明を含む) で足りると考えられる。

?

16-53 資格のある会員を探すことをクラブに奨励する件

第 1800 地区 (ドイツ) 第 1880 地区 (ドイツ)

国際ロータリー定款を次のように改正する (『手続要覧』第 134 ページ)

第 5 条会員第 2 節 ?クラブの構成

(b) 各クラブは、

(1) 変更がないので略

(2) 資格のある候補者を絶えず探し、入会させる。

趣旨および効果

理事会と会員は、バランスの取れた年齢構成を備えた会員組織を築くために積極的に取り組むよう求められる。本制定案は、より多くの参加、活力と創造力、会費と寄付を生むことで、財務面でも好ましい影響をもたらすと思われる。

(審議に入る)

修正案が既に出されている。

(修正案の採択) 賛成 318 反対 164 で否決された。(10 票差)

?

VI. RI 役員と選挙

A. RI 会長

16-54 会長の任務を改正する件

第 6040 地区 (米国) 第 9520 地区 (オーストラリア)

国際ロータリー細則を次のように改正する (『手続要覧』第 149 ページ)。

第 6 条役員 **6.140.** 役員の仕事 6.140.1. 会長

会長は、RI の最高役員とする。会長は、

- (a) 全世界のロータリアンにとって前向きかつ意欲を引き出すリーダーとなる。
- (b) 理事会の議長となり、理事会の全会合を主宰する。
- (a) (c) RI の第 1 の代弁者とする。
- (b) (d) すべての国際大会および RI のほかのすべての理事会の国際会合を主宰する。
- (c) (e) 事務総長に助言する。
- (d) (f) 理事会により割り当てられたの採択した戦略計画に沿って、その職責に属するその他の任務と権限を執行有する。

趣旨および効果

会長の役割をさらに明確に定義することにより、会長とは主に意欲を引き出すリーダー、RI 理事会の議長、ロータリーの主要スポークスマンであることを強調するものである。さらに、会長は RI 理事会から割り当てられた任務と権限を有し、会長職は暗黙または固有の権限を持つものではないことを明確にしている。

(賛成) 6040 地区、一般の人に広く広報する上で会長の職務が明確になれば効果的。

(賛成) チャックケラー、2005 年 5 月元会長委員会で会長の職務を明確にしなければならぬとの結論が出ている。その中で、会長の任務、職務を明確にしている。

(賛成) クレギンスミス元会長から賛成意見があった。

(修正案) 会長は権限を持っているのではなく、理事会へ責任がある。従って権限と責任に変更する。

(修正案は多数決で賛成された)

(修正案の採択) 賛成 488 反対 13 で採択

?

16-55 会長ノミニーを RI 理事会会合の投票権を持たない出席者である規定する件

第 5950 地区 (米国)

国際ロータリー細則を次のように改正する (『手続要覧』第 145 ページ)。

第 5 条理事会 **5.050.** 理事会の会合

5.050.4. そのほかの出席者

会長ノミニーは、理事会会合において、投票権を持たない出席者であるものとする。

趣旨および効果

RI 理事会のすべての会合において、投票権を持たない出席者の追加を求めるものである。会長ノミネーを加えることにより、RI 理事会の継続性を高め、会長ノミネーが会長就任に向けてより良く準備できるようになる。

(審議に入る)

(賛成) 継続性を確保するために必要な施策である。

(採決に入る) 賛成 469 反対 36 で採択

?

16-56 RI 会長ノミネーの選出に関する規定を改正する件 (撤回)

Carson City ロータリークラブ (米国、第 5190 地区) 他 2 地区

趣旨および効果 (本文省略)

会長指名委員会の選出および会長候補者の特定を各年度の 3 月末までに完了し、会長選出の時期を早めるものである。現在のスケジュールでは、会長指名委員会が 8 月に会合を開くこととなっている。しかし、より早い時期にこれを行うことで、RI 理事会が会長指名委員会の会合と会長候補者との面接を RI の年次国際大会と併せて行うことが可能となり、またそうするよう奨励できる。候補者はいずれにせよ、自費で国際大会に出席すると思われるため、RI に追加の経費が生じることはないと思われる。新しい選出スケジュールの提案は、地区ガバナーと RI 理事同様、直に面接を受ける機会を各 RI 会長候補者に与えるものである。

?

?

16-57 会長指名委員会委員の資格要件を改正する件

RI 理事会

国際ロータリー細則を次のように改正する (『手続要覧』第 166 ページ)。

第 11 条会長の指名と選挙 11.020. 会長指名委員会

11.020.5. 資格要件 (変更部分のみ掲載)

~~会長指名委員会委員を務める意思のある候補者が 2 名までしかいない場合を除き、いかなるロータリアンも、3 回を超えてこの委員会の委員を務めないものとする。~~

趣旨および影響

2013 年規定審議会により加えられた、RI 会長指名委員会委員の資格要件に対する制限を取り除くものである。削除が提案されている文には 2 つの問題がある。一つは、文言が分かりづらいこと。二つ目は、全 34 ゾーンで生存している元理事は 200 人に満たず、その中で 3 回を超えて RI 会長指名。

(審議にはいる)

反対意見なし

(採択) 賛成 388 反対 120 で採択

?

B. 理事

16-58 RI 理事の任期を3年に延長する件

第 6080 地区 (米国)

国際ロータリー細則を次のように改正する (『手続要覧』第 146~148 ページ)。

第 6 条役員 **6.020**. 副会長と財務長の選出

副会長と財務長は、次期会長が理事会の第 1 回会合で、2 年目または 3 年目の任期を務めることになる理事の中から選任するものとする。この副会長と財務長は、7 月 1 日より 1 年間その職を務めるものとする。

効果および趣旨

RI 理事の任期を 3 年に延ばすことを目的としている。RI 理事会への貢献に必要とされる知識は非常に重要である。任期を 3 年に延長すれば、RI 理事会の交代を減らし、継続性が高まる。3 年任期を通じて親睦と協力が深まり、より長期の戦略的観点から話し合いが行われる可能性が高まるだろう。

(審議に入る)

(賛成) レイ・クリギンスミス元会長、選ばれる人が少なくなるが、継続性を確保するために賛成をしていただきたい。

(反対) サブ元会長、多くのメンバーに理事会の理事になるチャンスを小さくする事に反対。

(修正動議) 16 - 58 を理事会付託にすることを提案する。

(修正に関する審議)

(反対) ロンジャーム会長エレクト、反対である。

(修正への賛否) 否決多数。本動議に戻る。

(賛成) 5510、複雑な役職には継続性が必要があると証明されている。トップのレベルでも安定性が必要。

(反対) 3190、テクノロジーが変化したこと、理事、会長の年齢層が変化している事と、他の人たちにチャンスを与える事を含めて反対である。

(賛成) 7850、ロータリーの為に必要かどうかを考えていただきたい。個人的な意見を控えて判断いただきたい。継続性、費用の削減を前提に賛成いただきたい。

(反対) 2 年から 3 年に変更して本当に効果的かどうか疑問。ノミニー、エレクトの期間での研修の質を高めることで 2 年でも十分効果的な活動を期待できる。

(採択) 賛成 115 反対 393 にて否決

?

16-59 理事の資格条件を改正する件

Altrincham ロータリークラブ (英国、第 1285 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する (『手続要覧』第 147 ページ 23)

第 6 条役員 6.050. 役員の資格条件 6.050.3. 理事

理事候補者はさらに、推薦される前の 36 カ月間に、少なくとも 2 回の研究会と 1 回の国際大会に出席していなければならない。

趣旨および効果

RI 理事候補者が推薦される前の 36 カ月間に少なくとも 2 回の研究会と 1 回の国際大会に出席していなければならないという条件を削除するものである。この条件は、国際大会に出席するために休暇を取ることが可能ではない仕事に就く人を想定していない。こうした制限を取り除くことで、RI 理事選出における差別の可能性をなくすものである。

(審議に入る)

(反対) ロータリーを知る機会が研究会、国際大会であるのでこの条件は維持すべき。

(反対) 理事会メンバーとして反対する。様々なロータリー活動を学ぶ機会を多くもっていただくことが理事候補に必要な条件となる。

(反対) メキシコ、国際ロータリーの理事は知識だけではなく、研究会、国際大会を「経験」する必要がある。

(終了動議後採択に入る) 賛成 65 反対 446 で否決

?

16-60 理事の資格条件を改正する件

Valenciennes-Denain a?rodrome ロータリークラブ (フランス、第 1670 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する (『手続要覧』第 147 ページ)。

第 6 条役員 6.050. 役員の資格条件 6.050.3. 理事

また、ガバナーを務めてから少なくとも ~~31~~ 年が経過していなければならない

趣旨および効果

会員基盤はもっと若くなくてはならない。このため、RI は、理事候補者がガバナーを務めてから推薦されるまでの期間を (3 年から) 1 年に減らさなくてはならない。ガバナー職には多くの複雑な責務が伴うため、理事候補者に必要とされるスキル、知識、経験を、ガバナー在任中に身につけることができる。この期間を短くすることにより、間接的に、若い理事、そして若い会長を生み出すことにつながる。

(審議に入る)

(反対) 4849、ガバナーの終了後、R R F C、R C 等の経験を積んでか理事に就任すべきである。

(反対) ガバナーになるのに入会 7 年以上であるのに、ガバナー後 1 年は短すぎる。

(賛成) 若くする上で賛成

(修正動議) 経験年数を削除して指名委員会が決めるに変更

(修正動議の賛否) 否決された。

(修正動議) 2 年でどうか?

(修正動議の賛否) 否決された
(終了動議後採択) 賛成 102 反対 408 にて否決

?

16-61 理事ノミニーの選出手続を改正する件

提案者： RI 理事会

国際ロータリー細則を次のように改正する (『手続要覧』第 174 ページ)。

第 12 条理事の指名と選挙 **12.020**. 指名委員会手続による理事ノミニーと補欠の選出

12.020.16. 委員会がノミニーを選出できない場合

指名委員会が散会となり、委員会の 60 パーセントの票を獲得した理事ノミニー候補者がいなかった場合、理事ノミニーは郵便投票で選ばれるものとする。この郵便投票は、第 12.030.節に定められた郵便投票の手続に基づき、委員会による選考に付されたすべての候補者名を含めるものとする。

趣旨および効果

RI 細則は、理事指名委員会が被指名者を選出するには、委員会の少なくとも 60 パーセント以上の票数を獲得しなければならないと明記しているが、これが可能ではない場合を取るべき手続きについて全く言及がない。本制定案は、RI 細則でこの手続きを確立するものである。

(審議に入る)

(採択) 賛成 413 反対 91 で採択

?

16-62 指名委員会手続きによる理事ノミニーの選出に関する規定を改正する件

第 9350 地区 (南アフリカ、Namibia, Angola)

国際ロータリー細則を次のように改正する (『手続要覧』172 ページ)。

第 12 条理事の指名と選挙 **12.020**. 指名委員会手続による理事ノミニーと補欠の選出

12.020.1. 指名委員会手続の一般規定 (趣旨および効果のみ掲載)

本制定案は、第 12.020.1.項を修正し、理事ノミニーが、ゾーン内の特定のセクションから選出される場合、指名委員会は、そのセクション内の地区によってのみ構成されると定めることを提案するものである。

過去に、指名委員会の会合が、理事ノミニーが選出されるセクションの外で行われ、経済的負担が理由でそのセクションは代表者を派遣できなかったことがあり、そのため、セクションからの意見が指名委員会に十分に反映されなかった。

(審議)

(採決) 賛成 415 反対 89 で採択された

?

16-63 理事指名委員会委員の資格要件を改正する件

Salem Centennial ロータリークラブ (インド、第 2980 地区) 他 2 地区

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 172～173 ページ）。

第 12 条理事の指名と選挙 5 **12.020**. 指名委員会手続による理事ノミニーと補欠の選出

12.020.3. 指名委員会の構成

各委員は、当該ゾーンまたはセクション内のクラブの会員で、委員を務める選出の時点で パストガバナーでなければならない。

趣旨及び効果

過去数年間、複数の現職ガバナーが選挙に出馬した。これは、ガバナーが地区内クラブに対して相当な権力と影響力を持つことから、不当である。賞や認証を約束して、自分に投票するよう働きかけることが可能となる。このような状況を避けるため、理事指名委員会の委員を務める頃にはパストガバナーとなるにしても、ガバナー在任中は委員選挙に出ることを認めるべきではない。

（審議に入る）

（賛成）候補者に悪い影響を与えないで公平性のある選出をするために必要な施策である。

（賛成）3020、現職の地区ガバナーは地区内クラブへの影響力が大きいので指名委員として相応しくない。

（終了動議後採決）賛成 465 反対 36 で採択された

?

16-64 理事指名委員会委員の資格要件を改正する件撤回

Ensenada Calafia ロータリークラブ（メキシコ、第 4100 地区）

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 172～173 ページ）。

第 12 条理事の指名と選挙 **12.020**. 指名委員会手続による理事ノミニーと補欠の選出

12.020.3. 指名委員会の構成

委員を務める前の~~34~~年間に、少なくとも、当該理事が指名されるゾーンの 23回のロータリー研究会と 1 回の国際大会に出席

趣旨および効果

ゾーンにおける理事指名委員会の一員になりたいと希望するロータリアンは、ロータリーに積極的に参加し、RI についてよく知っているべきであると当ロータリークラブは考える。ロータリー研究会では、RI について多くを学ぶことができるため、ゾーンで理事指名委員会の委員となることを希望するロータリアンはそうした会合に十分な回数、出席すべきである。

?

16-65 理事指名委員会委員の資格要件を改正する件

Tepic ロータリークラブ（メキシコ、第 4150 地区）

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 172～173 ページ）。

第 12 条理事の指名と選挙 **2.020**. 指名委員会手続による理事ノミニーと補欠の選出

12.020.3. 指名委員会の構成

委員を務める前の ~~35~~ 年間に、少なくとも、当該理事が指名されるゾーンの ~~23~~ 回のロータリー研究会と ~~1~~ 回の国際大会に出席していなければならない。ただし地区は、地区大会に出席し投票したクラブの選挙人の過半数によって採択された決議により、ロータリー研究会と国際大会への出席という要件の一部または全部を免除することができる

趣旨および効果

国際行事出席の要件を順守しやすくすることによって、関連ゾーンのすべての理事選挙において地区が適切に代表されるようにするものである。

(審議)

(修正動議) 一回の国際大会を復活する修正を提案

(修正案の賛否) 賛成多数

(修正案へ反対) 理事よりも厳しい条件であるので反対

(修正案の採決) 賛成 191 反対 319 で否決

?

16-66 理事指名委員会委員の資格要件を改正する件

Valenciennes-Denain a?rodrome ロータリークラブ (フランス、第 1670 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する (『手続要覧』第 172~173 ページ)。

第 12 条理事の指名と選挙 **12.020**. 指名委員会手続による理事ノミニニーと補欠の選出

12.020.3. 指名委員会の構成 (変更点のみ)

委員を務める前の ~~35~~ 年間に

~~ただし地区は、地区大会に出席し投票したクラブの選挙人の過半数によって採択された決議により、ロータリー研究会と国際大会への出席という要件の一部または全部を免除することができる (この決議は次回の指名委員会のみ適用される。)~~

趣旨及び効果

要件を守ることは重要であるが、その期間を 3 年から 5 年に延ばさなければならない。これにより、もっと多様な人が委員となることができ、また地区大会で投票を行う必要がなくなる。非常に多くの場合、過去 5 年間のガバナーが、ガバナー指名委員会の委員となっていることも念頭に置くべきである。

(審議)

(反対) 9350、2010 年採択された制定の修正である。

(採決) 賛成 110 反対 393 で否決

?

16-67 理事指名委員会委員の資格要件を改正する件撤回

Pachuca Plata ロータリークラブ (メキシコ、第 4170 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する (『手続要覧』第 172~173 ページ)。

第 12 条理事の指名と選挙 **12.020**. 指名委員会手続による理事ノミニニーと補欠の選出

12.020.3. 指名委員会の構成

当該理事が指名されるゾーンの 1 回のロータリー研究会と 1 回の国際大会に出席していなければならない。ただし地区はこの要件を満たすパストガバナーがいない場合、地区大会に出席し投票したクラブの選挙人の過半数によって採択された決議により、ロータリー研究会と国際大会への出席というこの要件の一部または全部を免除することができる。

趣旨および効果

本制定案の趣旨は、より多くのパストガバナーに RI 理事指名委員会の委員となる機会を提供することである。低所得国・地域では、委員を務めるため 3 年の間に国際大会 1 回とゾーン研究会 2 回に出席できるようなパストガバナーは非常に少ない。

?

16-68 理事ノミニーの選出手続を改正する件

第 1640 地区（フランス）

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 174 ページ）。

第 12 条理事の指名と選挙 **12.020**. 指名委員会手続による理事ノミニーと補欠の選出

12.020.15. 指名委員会の会合

ただし、委員会が理事と補欠の被指名者を選出するには、委員会の少なくとも 60 パーセント以上に相当する票数を獲得しなければならない。指名委員会委員長は理事と補欠の指名を、選出に当たって投票できる。しかし、委員会の他の議事については、可否同数の場合を除いて投票できない。3 名以上の候補者がいる場合は、単一移譲式投票を用いるものとする。

趣旨及び効果

本制定案は、3 名以上の候補者がいる場合、義務づけられた選出方法は単一移譲式投票であり、正当な票をもって過半数を決めることを主張するものである。本制定案が採択されれば、より平穏な選挙と平和的な関係が実現すると思われる。

（質問）単一移譲式投票の方法が知りたい。

（定款細則委員会）希望順を 1, 2, 3 で記入して、その順番で順位を決定する方式。

（反対）16 - 61 が既に採択されているので反対

（採択）賛成 109 反対 394 で否決

?

?

（動議）16 - 06 の再審議を願いたい。

（動議の提案者）職業に関する文言もなく、標準ロータリークラブ定款に掲載することはふさわしくない。

（反対）昨日の審議中に今の話が出ていなかった。既に否決されているものを戻すことはフェアではない

(賛成) 3261、ロータリーの目的は国際ロータリー定款に書かれているので、クラブ定款に掲載する必要はない。

(反対) 16-06 は既に採択されているから反対

(採択) 賛成 98 反対 403 で再審議は否決された。

?

C. ガバナー

16-69 ガバナーノミニニーの資格条件を改正する件

Tiruchirapalli Fort ロータリークラブ (インド、第 3000 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する (『手続要覧』第 187 ページ)。

第 15 条地区 15.080. ガバナーの資格条件

理事会によって特に許可されない限り、ガバナーは、就任の時点で、国際協議会に全期間を通して出席していて、1 つまたは複数のロータリークラブで通算 79 年以上会員であり、(略)

趣旨および効果

経験の貧しさは、散漫なガバナンスにつながる。よって、クラブレベルと地区レベルのロータリアンとして、ガバナー就任時に 9 年の経験があることは絶対不可欠なものである。

(審議に入る)

(賛成) オーストラリア、自分の経験から 9 年は必要を思う。

(反対) 現状で十分

(終了動議後採決) 賛成 157 反対 349 で否決

?

16-70 郵便投票でガバナーノミニニーを選出する際のクラブの投票に関する規定を改正する件撤回

Indore ロータリークラブ (インド、第 3040 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する (『手続要覧』第 180 ページ)。

第 13 条ガバナーの指名と選挙 13.040. 郵便投票の書式 13.040.1. クラブの投票

会員数が最低 10 名の各クラブは、少なくとも 1 票を投じる権利を有し、会員数が 10 名に満たないクラブは投票権を有しないものとする。

趣旨および効果

RI 細則の 13.040.1.項を改正し、会員数が最低 10 名の各クラブは少なくとも 1 票を投じる権利を有すると規定するものである。この制定案は、クラブの会員維持率改善のものであり、クラブのほかの権利には影響を与えない。

?

16-71 対抗候補者の支持に関する規定を改正する件

Jaysingpur ロータリークラブ (インド、第 3170 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 178 ページ）。第 13 条? ガバナーの指名と選挙 13.020. ガバナーの指名手続

13.020.9. 対抗候補者の支持（変更部分のみ掲載）

地区内の少なくとも他の ~~5~~→ 10 のクラブ（当該年度の初めの時点でもしくは総数の ~~1020~~ パーセントの、いずれか多い方の数の支持を得た対抗候補者で、

趣旨および効果

簡単に対抗候補者を出せるようにすべきではない。

上記に提案されている変更は、さらなる調和をもたらし、地区内ロータリアンと一般の人々のロータリーに対するイメージを高める一助となる。

（審議に入る）

（反対）ナイジェリア、クラブが指名委員会に申し立てが困難になる方式であるので反対。郵便投票、地区大会を活用することが大事である。

（反対）指名委員会への対抗候補を出す事が困難になることが問題である。混乱を拡大させる懸念がある。

（賛成）3201 地区、混乱がすくなる方式なので賛成。

（賛成）制定案が出された理由を考えていただきたい。民主的な手法として 70 から 80 クラブのうち 5 クラブよりも 10 クラブまたは 20%のほうが「世論形成」をしやすくなるので賛成。

（修正動議）10 クラブを削除して総数 20%にして地区の規模の大小に影響を与えなくなる。

（動議の賛否）反対多数で否決

（本動議に戻る）

（特別議員コメント）R I 定款第 10 条で不正行為への制裁条項があることを強調する。

（終了動議後採択）賛成 390 反対 121 で採択された。

?

16-72 特別選挙に関する規定を改正する件

木更津東ロータリークラブ（2790 地区）

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 181 ページ）。第 13 条ガバナーの指名と選挙

13.070.? 特別選挙 13.070.1. 特別選挙の特例

ガバナーが第 13.070.節に従って指名手続を再び踏む際に、当初の指名手続において指名委員会に対して正式に推薦された者がいずれのクラブからもなかった場合、ガバナーは第 13.020.4.項により義務づけられた手続きを再び踏む必要はないものとする。

趣旨および効果

本制定案は、国際ロータリー細則を改正して、地区が第 13.070.節により再度ガバナーノミニーを選出する際には、第 13.020.4.項のクラブからの推薦を要請しないで、直ちに指名委員会の手続きに入れるようにして、2 カ月間の期間を短縮できるようにするも

のである。

(審議に入る)

(採決) 賛成 329 反対 174 で採択された。

?

16-73 副ガバナー職を廃止する件

Indore ロータリークラブ (インド第 3040 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する (『手続要覧』第 148~149 ページ)。第 6 条? 役員 6.120.? ガバナーの空席 6.120.1.? 副ガバナー

2013 年規定審議会で作設された副ガバナーを RI 理事会がアクティングガバナー指名の方法に戻す提案

趣旨および効果

本制定案は、RI 細則の 6.120.1.項を削除し、地区において並列した 2 つの中央権限ができることを防ぐものである。また、パストガバナーの地位を弱めるのを避けるものもある。

(審議に入る)

(質問) 韓国、どの時点で副ガバナーを選出されるのか聞きたい。

(定款細則委員会) 副ガバナーは各地区に任せられている。

(反対) 副ガバナーは有効に機能している。

(賛成) ガバナーの不在時に指名すればよいので副ガバナーは必要ない。

(修正動議) 資格条件のロータリアンをパストガバナーが好ましいに変更を提案したい。

(修正案への審議)

(賛成) ガバナートレーニングを受けていることが前提になるので賛成。

(終了動議後修正案の賛否) 賛成多数で可決

(修正案の審議)

(終了動議後修正案採決) 賛成 246 反対 265 で否決